平成２１年（フ）第１０９号
福岡県八女郡広川町大字新代962番地　広川コーポ206号
債務者　大西　幹子
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２１年（フ）第１１５号
福岡県八女郡黒木町大字北大淵5276番地
債務者　森崎　伸久（旧姓城）
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２１年（フ）第１８８４号
京都市伏見区小栗栖森本町13番地　市営住宅小栗栖団地４―105
債務者　上田美知子
1　決定年月日時　平成21年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１９３１号
京都市西京区大枝沓掛町５番地の６　府営住宅洛西沓掛団地２棟402号
債務者　吉岡徹こと　吉岡　圀敏
1　決定年月日時　平成21年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２３０３号
京都府八幡市男山吉井10番地25
債務者　子安　靖野
1　決定年月日時　平成21年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第３３７号
兵庫県姫路市城見町140番地
債務者　三宅　淳吉
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第３３８号
兵庫県姫路市八代本町２丁目４番15号
債務者　三宅　藤雄
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第２４０号
宮城県遠田郡美里町字鳥谷坂一15番地１
債務者　三塚　貴宏
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第１４８５号
神戸市中央区中山手通３丁目２番１―1802号
債務者　村田こと　李　　富起
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１６０４号
神戸市中央区熊内町１丁目４番２―904号
債務者　Ｂａｒ　ａｇｅｈａこと　白花　雪江
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１７５９号
神戸市北区君影町３丁目１番38―201号、従前の住所神戸市兵庫区兵庫町１丁目２番12―302号
債務者　佐藤　早苗
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１７６３号
神戸市兵庫区上三条町５番５―102号
債務者　橋本　昌憲
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第８０６号
兵庫県姫路市船丘町300番地13　船場スカイハイツ204
債務者　末政　嘉章
1　決定年月日時　平成21年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第８３９号
兵庫県姫路市飾磨区今在家２丁目91番地
債務者　池田　政義
1　決定年月日時　平成21年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第８９６号
兵庫県飾磨区英賀春日町１丁目４番地１　プラティーク英賀保501号
債務者　草野由香里
1　決定年月日時　平成21年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第１９４２号
広島市南区丹那町９番５―304号
債務者　中　　博昭
1　決定年月日時　平成21年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２０５６号
広島県東広島市高屋町小谷2751番地40
債務者　小谷　裕美
1　決定年月日時　平成21年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２０６２号
広島市東区馬木８丁目523番地の17
債務者　森田　　航
1　決定年月日時　平成21年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
広島地方裁判所民事第４部